

## 第16回佐賀市景観審議会の議事概要について

令和5年7月26日に開催しました第16回佐賀市景観審議会の概要は下記のとおりです。

### 記

#### 1 開催日時

令和5年7月26日（水）10時00分から12時30分まで

#### 2 開催場所

会場：佐賀市役所 北棟 議会第4会議室

#### 3 出席者

佐賀市景観審議会委員（14人中13人）

会長 包清 博之【九州大学 名誉教授】  
有馬 隆文【佐賀大学 芸術地域デザイン学部 教授】  
江崎 匡慶【弁護士】  
大森 洋子【久留米工業大学 建築・設備工学科 教授】  
柿原 誠【佐賀県屋外広告士会佐賀支部 支部長】  
木下 里美【一般社団法人佐賀市観光協会 理事】  
倉本 梨代【カラーコーディネーター 日本色彩学会会員】  
幸尾 孝之【佐賀県屋外広告美術協同組合 相談役】  
古賀 香光【公募委員】  
小島 啓【(一社)佐賀県建築士会 会長】  
福岡 桂【佐賀商工会議所 副会頭】  
松田 和子【佐賀県立図書館 郷土資料課 近世資料編さん担当係長】  
吉村 剛【樹木医】

佐賀市役所関係（7人）

都市戦略部長	稲又 宏之
都市戦略部副部長	豊田 幸孝
建築指導課長	柿原 豊喜
景観係長	八田 圭司
景観係 主査	西村 真理
景観係 主査	坂井 敬夫
景観係 主任	萩尾 那月

#### 4 会議の公開または非公開について

公開

#### 5 傍聴者数

0人

#### 6 議事内容

議題 屋外広告物の規制地域区分の見直しについて	
概要	<p><b>【諮問内容】</b></p> <p>佐賀市屋外広告物条例において、「官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の建物の敷地内」を禁止地域（第2種禁止地域）から指定解除することについて諮問を行った。</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>下記の条件付で容認できる旨の答申を得た。</p> <p>該当する施設に設置された広告物については、景観審議会において許可申請の内容及び指導等を行った場合にはその内容を報告すること。</p>
意見・質問	
委員	需要がある施設に限って禁止地域から指定解除を行う選択肢もあったと思うが、すべて削除するに至った背景は。
事務局	条例制定当初は、これらの施設は全て公共施設であるという前提があったかと思われるが、民営の施設については、過度に制限を受けるべきではないのではないかという考えがある。公共施設ではないのに収益化ができない状態が不適切でもあり、体育館は一般広告が掲出できて学校はできないという状態になるのも、平等性に欠けると考えている。
委員	学校や公民館などには、そもそも需要があるのか。
委員	許可区域になると、公共施設に一般広告の掲出が可能になるが、自家用広告までの範囲ではいけないのか。景観上守ろうとしてきたことと反する要素に思われるし、総量制限も延床面積が1000㎡以下のものだと制限なしになり、景観上の懸念が大きく賛成しかねる。
事務局	景観上の懸念については、本来の許可地域区分に沿った許可区域が割り振られることになるため、周辺地域と比較して相対的に大きいという印象にはならない。また、佐賀県や佐賀市が設置者となっている公共施設については、県や市には一般広告の掲載基準と取扱要綱等があるため、公序良俗に反する意匠のものなど不適切な内容のものは設置されない。公共施設にあたる施設に関しては、県または市の担当課が介入することになるため、表示面積なども、想定を超えた大きさや美観を損ねるようなものは設置されないと見込んでいる。
委員	禁止地域から除外される対象の施設において、総量制限が無制限となるような、1000㎡を超える建物はあるのか。

委員	公民館などは1000㎡を超えないかと思うが。
事務局	対象施設の住所や種類など調査しリスト化しているが、延床面積についてはデータがない。公共施設については前述のとおり常識の範囲を超えた掲出はないものと考えており、また、市内においては公共施設ではない対象施設は学校に限られる。学校について建物規模は1000㎡を超えるものと想定できる。
委員	美術館や学校などについては、多少一般広告などがつくこともイメージがつくが、公民館とか公衆便所のようなところについてはどのような広告物がつくように想定しているのか。
事務局	他市を参考に申し上げれば、ネーミングライツを活用した施設運用や、掲示板等への一般広告収入を施設運営費用にあてる、また市や県の施設であれば広告幕の枠や電子掲示板等の活用など多様な例が考えられる。公民館や公衆便所については、具体的に要望があったわけではないものの、多様な施設でさまざまな形態で需要が考えられるため、あえて外すという風にはしていない。
委員	必要ときに審査をするようにすればよいのであって、すべて一律に外す必要があるかが疑問。
事務局	他府県の状況等も確認した上で今回の改正については検討をしており、他市においても公民館でネーミングライツを導入している施設はある。公衆便所においても、佐賀市には大規模なものはないが、公園や大きい施設の付帯施設としての公衆便所なども想定している。
委員	ネーミングライツ広告物は自家用広告物にはあたらないのか。また、ネーミングライツ広告物等よりも、野立広告物やリース広告物などが乱立するのではないかという点に懸念がある。
事務局	ネーミングライツ広告物についての整理は自治体によって異なるが、公共広告として扱っている自治体が多い。しかしそうすると、施設名称としての表示に限られるため、その企業の独自の広告物を表示するなどの自由度はなくなる。一般広告の活用は、施設や事業者にとって経済活動が活発化するような必要な広告物の掲載にも繋がるものと考えている。
会長	諮問に際して、結論として「案をみとめる」、「条件付で案をみとめる」、「容認できないもの」とする、という三つ選択肢がある。条件については、これまでの意見をふまえ、どういう広告物が実際に申請されてきて、どういった指導が行われたかどうかを含めて、当審議会に報告をいただくという条件ではいかがか。
事務局	これまでも公共広告については、事前届出制で指導協議を行ってきたこともあり、佐賀県も佐賀市も、広告物の表示について事前に協議を行うことについては認知度が高い。一般広告が表示される場合にも適切な表示内容となるよう努めて指導し報告させていただくこととしたい。

議題 屋外広告物の規制地域区分の見直しについて	
概要	<p><b>【諮問内容】</b></p> <p>佐賀市屋外広告物の設置許可基準等について、下記3点の諮問を行った。</p> <p>①同一内容の個数制限の撤廃について</p> <p>②突出制限の緩和について</p> <p>③総量規制許可基準の見直しについて</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>①②容認できる旨答申を得た。</p> <p>③について、景観やまちなみへの影響に配慮をした上で、案を再考し、次回以降の審議会でも再度審議を行うこととする。</p>
意見・質問	
委員	<p>佐賀市の屋外広告物条例制定当初においては、街なかにリース広告がどんどん出てくるのは景観上望ましくないというのがまずあったと記憶している。自家用広告物についての①と②の緩和については、特に意見はないが、③については、リース広告のほうの要件に合わせて自家用広告物を制限なしにするというのは、街なかにリース広告がどんどん出てくるのを容認することになるのではないか。</p>
事務局	<p>今回の規制案については、リース広告については緩和ではなく、要件は変わらず、自家用広告物の自由度があがるというもので、また、総量規制だけを見ると制限なしという表記になるが、個別の基準は残る。</p> <p>問題となるような複数の事例があって、背景があるような場合は緩和でなく厳しくすることも考えられるが、今回総量規制を自家用広告だけでなくリース広告にも行うべきとなったときどちらかに揃えとなると、地域区分の特性からも、経済活動を妨げるようなことを避けたという形になる。</p>
委員	<p>もともと市が規制をする意図をもって条例を制定して、それに応えるかたちで、当初屋外広告物を出していた人は、それ相応の負担をして、対応してきている。それがまちなみを良くするためという趣旨だったはずなのだが、今回の内容だと、当初の意図に反しているように感じられる。</p>
事務局	<p>今回の改正の趣旨としては、リース広告のほうが自家用広告物よりも優先されている部分の不整合の解消を目的としている。リース広告については、条件は今までと変わらない。</p>
委員	<p>まちなかの地域について、県外から来た人などから見ても、商業地域だから雑多な広告があっても認めるということで良いのか。色味の制限なども含めて、街並みの保存につとめているようなところもあるなかで、景観審議会の審議としては、それで良いのか疑問に感じる。</p>
委員	<p>①については、デザイン的に、事例のようなバランスであれば、容認できるかと思う。②についても、色と大きさなどはあるかと思う。③については、最大限掲出した場合には美観的に全然よくない。事例など見ると色も大きさも揃</p>

	っていないし、景観条例がある街の広告物とは思えないので、なぜ疑問に思わないのかなと思う。
事務局	景観を守ることが本来の趣旨でもあるので、今後、総量規制の見直しについては再度検討させていただき、包括的に再考を進めさせていただく。

報告	
許可状況について	
概要	令和5年6月30日現在の屋外広告物に係る許可状況等についての報告
意見・質問	特になし

その他	
佐賀市都市景観重要建築物等の指定解除について	
概要	佐賀市都市景観重要建築物等の指定物件（旧条例で指定をしたもの）の指定解除について、指定解除の際には景観審議会への諮問を経ずに市長が指定解除をできるようになっているが、報告は行いたいと考えている。直近の景観審議会で報告させていただくように考えているが、審議会の開催頻度は年に1, 2回であるので、場合によりメール等のご報告とさせていただく可能性がある。
意見・質問	特になし

## 7 問い合わせ先

佐賀市役所（本庁）建築指導課 景観係

担当：八田、西村、萩尾

電話：0952-40-7172（直通）

FAX：0952-40-7392

メール：kenchikushido@city.saga.lg.jp